7　次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。

一　法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ　第二十九条の四第一項第二号に該当する者

ハ　役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号ハにおいて「暴力団員等」という。）のある者

ニ　外国法人であつて国内における代表者を定めていない者

ホ　外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

二　個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ　第二十九条の四第一項第三号に該当する者

ハ　暴力団員等又は政令で定める使用人のうちに暴力団員等のある者

ニ　外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者

ホ　外国に住所を有する個人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

第六十三条の三第一項中「その旨及び」を「その旨」に、「に規定する業務の種別」を「及び第七号に掲げる事項」に改め、同条第二項中「第六十三条第三項、第五項及び第六項並びに前条第三項」を「第六十三条第五項、第六項、第八項から第十項まで、第十二項及び第十三項、前条第三項並びに次条から第六十三条の六まで」に、「行つた」を「した」に、「第六十三条第三項中「前項」」を「第六十三条第五項中「第二項の」」に、「」と、「同項各号に掲げる事項」とあるのは「同項に規定する業務の種別その他内閣府令で定める事項」を「の」と、同条第六項中「第二項又は第八項」とあるのは「第六十三条の三第一項又は同条第二項において準用する第八項」と、同条第八項中「第二項各号に掲げる事項」とあるのは「第二項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と、同条第九項中「第二項の」とあるのは「第六十三条の三第一項の」に改め、同条第三項第一号中「第二節第一款（）の下に「第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の四、」を、「（第一号」の下に「、第二号及び第八号」を加え、「及び第三十九条」を「、第三十九条、第四十条、第四十条の三及び第四十条の三の二」に改め、同項第二号中「第二節第一款（）の下に「第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、」を、「第一号」の下に「、第二号及び第八号」を加え、「及び第三十九条」を「、第三十九条及び第四十条」に改め、「第三款」の下に「（第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四及び第四十二条の七を除く。）」を加える。

第三章第六節中第六十三条の四を第六十三条の七とし、第六十三条の三の次に次の三条を加える。

（業務に関する帳簿書類等）

第六十三条の四　特例業務届出者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2　特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内（当該特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあつては、政令で定める期間内）に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3　特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、前項の事業報告書に記載されている事項のうち投資者保護のため必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（特例業務届出者に対する監督上の処分等）

第六十三条の五　内閣総理大臣は、特例業務届出者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該特例業務届出者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反した場合には、当該特例業務届出者に対し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3　内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該特例業務届出者に対し、業務の廃止を命ずることができる。

4　内閣総理大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5　内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をすることとしたときは、書面により、その旨を特例業務届出者に通知しなければならない。

6　内閣総理大臣は、第二項の規定により適格機関投資家等特例業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（報告の徴取及び検査）

第六十三条の六　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特例業務届出者、これと取引をする者若しくは当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該特例業務届出者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特例業務届出者若しくは当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの者の業務の状況に関し質問（当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該特例業務届出者の業務に関し必要なものに限る。）をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該特例業務届出者の業務に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

第六十五条の二中「金融商品取引業者等」の下に「又は特例業務届出者」を加える。

第六十五条の四中「第六十三条の四」を「第六十三条の七」に改める。

第六十六条の十七第二項及び第六十六条の十八中「すべての営業所又は」を「全ての営業所若しくは」に、「備え置き、」を「備え置いて」に、「供しなければ」を「供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第百八十八条中「指定親会社」の下に「、特例業務届出者」を加える。

第百九十条第一項中「第六十三条第八項」を「第六十三条の六（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第百九十二条第一項中「緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当である」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「この法律又はこの法律に基づく命令に違反する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき　この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為